

改正

平成29年 3月31日告示第73号

令和 2年 2月 3日告示第20号

志木市建設工事等最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、志木市が発注する建設工事又は製造（以下「建設工事等」という。）の請負契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）を執行するに当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第 2 項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づきあらかじめ設ける最低制限価格に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる入札)

第 2 条 この要領の対象となる競争入札は、設計額が130万円を超える建設工事等の請負契約に係るものとする。ただし、志木市建設工事競争入札の低入札価格調査制度要綱（平成13年 4月 1日施行）の規定が適用される競争入札を除く。

(最低制限価格)

第 3 条 最低制限価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 次号、第 3 号及び第 4 号に掲げる場合以外の場合 予定価格算出の基礎となった次に掲げるアからエの合計額に100分の110を乗じた額
 - ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額（円未満切捨て）
 - イ 共通仮設費の額に10分の 9 を乗じて得た額（円未満切捨て）
 - ウ 現場管理費の額に10分の 9 を乗じて得た額（円未満切捨て）
 - エ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額（円未満切捨て）
- (2) 前号により算出した額が予定価格に 1 0 分の 9 . 2 を乗じて得た額を超える場合 予定価格に 1 0 分の 9 . 2 を乗じた額
- (3) 第 1 号により算出した額が予定価格に 1 0 分の 7 . 5 を乗じて得た額に満たない場合 予定価格に 1 0 分の 7 . 5 を乗じた額
- (4) 決裁権者が特別なものと認めた場合 前 3 号の規定にかかわらず、予定価格に 1 0 分の 7 . 5 から 1 0 分の 9 . 2 までの範囲内で決裁権者が定める値を乗じた額

(最低制限価格の算出方法)

第4条 最低制限価格の算出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 前条第1号の場合 同号アからエの合計額から1,000円未満の端数を切り捨て、当該額に100分の110を乗じる。
- (2) 前条第2号の場合 税抜き予定価格に同号に掲げた値を乗じ、1,000円未満の端数を切り捨て、当該額に100分の110を乗じる。
- (3) 前条第3号の場合 税抜き予定価格に同号に掲げた値を乗じ、1,000円未満の端数を切り上げ、当該額に100分の110を乗じる。
- (4) 前条第4号の場合 税抜き予定価格に同号に掲げた値を乗じ、1,000円未満の端数を切り捨てた額（以下この号において「端数整理後の額」という。）に100分の110を乗じる。ただし、端数整理後の額が、税抜き予定価格に10分の7を乗じた額を下回る場合は、1,000円未満の端数を切り上げ、当該額に100分の110を乗じる。

(予定価格調書への最低制限価格の記載)

第5条 予定価格調書には、予定価格及び入札書比較価格のほか、「最低制限価格何円」と記載するとともに、当該最低制限価格に110分の100を乗じて得た金額を「（最低制限価格の110分の100の額何円）」と記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第6条 入札の執行に当たっては、入札公告又は入札説明書に最低制限価格を設けた旨を記載するものとする。

(落札者の決定)

第7条 最低制限価格を設けた対象競争入札について、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

- 2 前項の最低の価格をもって入札をした者が複数ある場合、落札者の決定はくじによるものとする。
- 3 第1項の最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者は、当該申込みに係る再度の競争入札に申し込むことができないものとする。

附 則

この告示は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第73号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月3日告示第20号）

この告示は、令和2年2月3日から施行する。